

基準日設定公告

当社は、平成 18 年 4 月 28 日開催予定の臨時株主総会において議決権を行使すべき株主を確定するため、平成 18 年 4 月 27 日を基準日と定め、同日現在の最終株主名簿に記載された株主をもって、その議決権を行使すべき株主といたします。

平成 18 年 4 月 12 日
富山県富山市清水元町 7 番 8 号

エヌアイシ・オートテック株式会社
代表取締役 西川 浩司